（会議の招集）

第四十七条　損害評価会の会議は、会長が招集する。

2　部会の会議は、部会長が招集する。

第二節　都道府県農業共済保険審査会

（組織）

第四十八条　都道府県農業共済保険審査会（以下「審査会」という。）は、会長一人及び委員九人以内をもって組織する。

2　法第二百二十二条第二項の規定により都道府県知事の諮問する事項を調査審議させるため必要があるときは、審査会に臨時委員三人以内を置くことができる。

3　会長は、都道府県知事をもって充てる。

4　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　都道府県知事の直近下位の内部組織の長　三人以内

二　組合員等　三人以内

三　学識経験を有する者　三人以内

5　臨時委員は、学識経験を有する者をもって充てる。

（委員等の任命及び任期）

第四十九条　委員及び臨時委員は、都道府県知事が任命する。

2　前条第四項第二号及び第三号の規定による委員の任期は、三年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、退任する。

4　都道府県知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

（会長）

第五十条　会長は、会務を総理する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第五十一条　審査会の会議は、会長が招集する。

2　審査会は、委員（法第二百二十二条第二項の規定により都道府県知事の諮問する事項を調査審議する場合にあっては、委員及び臨時委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審査会の議決は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（審査会の運営）

第五十二条　この節に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

第七章　補則

（行政庁）

第五十三条　この政令における行政庁は、法第二百二十四条に規定する行政庁とする。

（事務の区分）

第五十四条　第十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（都道府県農業共済保険審査会規程等の廃止）

第二条　次に掲げる勅令及び政令は、廃止する。

一　都道府県農業共済保険審査会規程（昭和十六年勅令第八百八十九号）

二　農業災害補償法による農作物共済の共済目的たる食糧農作物を指定する政令（昭和二十三年政令第百二十三号）

三　農業災害補償法による果樹共済の共済目的たる果樹を指定する政令（昭和五十年政令第三十七号）

四　農業災害補償法による畑作物共済の共済目的たる農作物を指定する政令（昭和五十六年政令第二十七号）

（家畜の損害防止に係る交付金の交付）

第三条　法附則第三条第一項の交付金の金額は、同項の特定の疾病による家畜の損害につき法第百二十六条（法第百七十二条において準用する場合を含む。）の規定による指示をした特定組合及び農業共済組合連合会が当該指示に係る処置につきこれらの規定により負担する費用の百分の六十に相当する金額とする。

（共済事故としない旨の申出の経過的特例）

第四条　果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が農林水産省令で定める基準に適合する組合員等は、平成三十三年以前の年産の果実に係る収穫共済の共済関係に限り、農林水産省令で定めるところにより、組合等に対し、法第九十八条第一項第四号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の法第百十七条第一項の申出をすることができる。

（共済金額又は保険金額の削減の経過的特例）

第五条　農業災害補償法の一部を改正する法律附則第十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により共済掛金又は保険料の払戻しをする農業共済組合若しくは共済事業を行う市町村又は都道府県連合会についての第十九条又は第二十七条の規定の適用については、第十九条第一項中「事業勘定区分（法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分であって、共済事業の種類に応じ設けられるものをいう。次項及び第二十七条において同じ。）（共済事業を行う市町村にあっては、第十六条第一号から第五号までに掲げる勘定の区分）」とあるのは「農林水産省令で定める区分」と、同条第二項中「事業勘定区分ごとに、法」とあるのは「前項の農林水産省令で定める区分ごとに、法」と、「事業勘定区分ごとに、当該」とあるのは「当該区分ごとに、当該」と、第二十七条中「事業勘定区分ごとに、法」とあるのは「農林水産省令で定める区分ごとに、法」と、「事業勘定区分ごとに、当該」とあるのは「当該区分ごとに、当該」とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第六条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業災害補償法施行令（昭和二十二年政令第二百九十九号）の項を削り、同表に次のように加える。

農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）	第十八条の規定により都道府県が処理することとされている事務

総務大臣　野田　聖子

農林水産大臣　齋藤　健

内閣総理大臣　安倍　晋三

農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三